



第2章 循環型社会の形成



1 廃棄物等の排出抑制

【現 状】

(石川県の状況)

- 一般廃棄物（ごみ）・産業廃棄物の排出量は、減少傾向にあるものの、近年はやや横ばいとなっています。
- 一般廃棄物（ごみ）の排出量は35万7千トン（2024年度）と、2015年度の42万1千トンと比べて6万4千トン減少（15%減）しています。（図11参照）

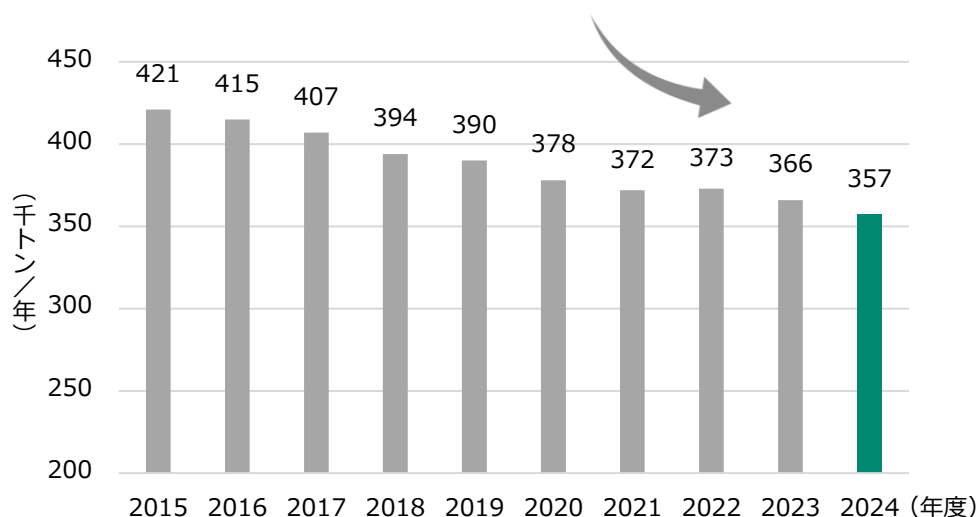


図11 一般廃棄物（ごみ）排出量の推移

- 1人1日当たりのごみ排出量は890グラム（2024年度）と、2015年度の995グラムと比べて105グラム減少（11%減）しています。
- 1人1日当たりの家庭系ごみ^{※21}排出量は475グラム（2024年度）と、2015年度の533グラムと比べて58グラム減少（11%減）しています。

21 一般廃棄物（ごみ）から、事業系ごみ、集団回収量、資源ごみ等を除いた廃棄物（家庭系の燃やすごみ・埋立てごみの合計）



- 産業廃棄物の排出量は 297 万トン（2024 年度）と、2015 年度の 333 万トンと比べて 36 万トン減少（11%減）しています。（図 12 参照）

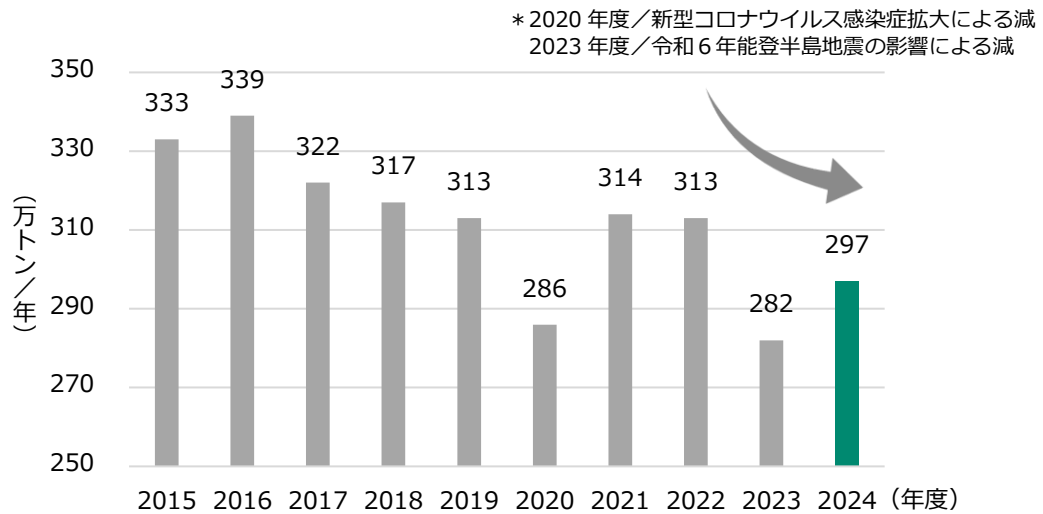


図 12 産業廃棄物排出量の推移

- 国内における食品ロス^{※22}は、461 万トン（2024 年度）と推計されており、1 人 1 日当たり「おにぎり約 1 個分（約 102g）の食べ物」が、捨てられている計算となります。
* 食品ロス量（農林水産省・環境省 2024 年度推計）
事業系由来：237 万トン（51%）
家庭系由来：224 万トン（49%）
- 2020（令和 7）年に実施した食育に関する県民意識調査結果では、食品ロス削減に取り組む割合が約 9 割（87.7%）となっています。
- プラスチックは、ひとたび海洋に流出すると長期間にわたり環境中にとどまることから、生態系や漁業などへの影響が懸念され、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な課題となっています。
- 家庭ごみに占めるプラスチックの割合及び産業廃棄物の廃プラスチック類の排出量は、近年では、横ばいとなっています。
- 漂着ごみの状況は、個数別では、プラスチック類が最も多く、全体の約 9 割を占めています。重量別では、自然物である流木が最も多く、次いでプラスチック類が全体の約 2 割を占めています。（図 13 参照）

22 まだ食べることができるのに廃棄されている食品

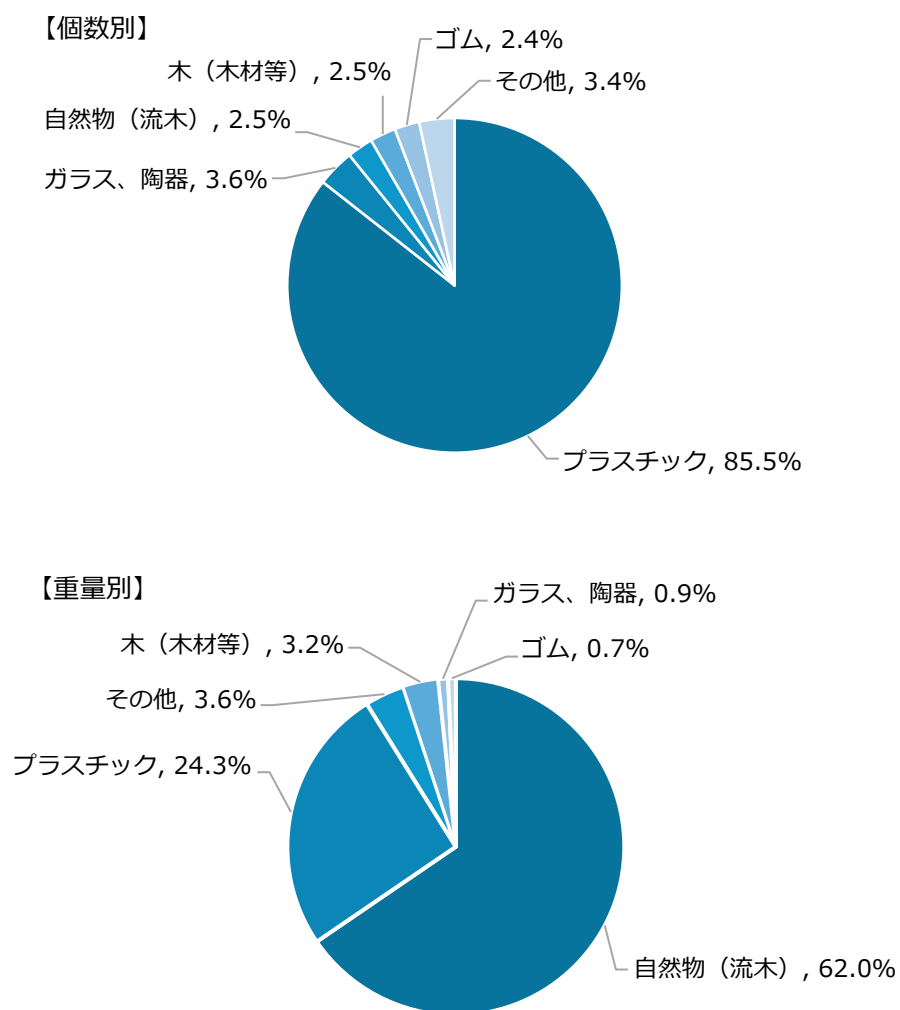


図 13 漂着ごみ組成調査結果（令和 3～7 年度の 5 か年平均）



【課 題】

- 環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成するためには、県民、事業者、行政などのあらゆる主体が一体となって3R（リデュース・リユース・リサイクル）+リニューアブルに取り組み、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行を推進する必要があります。

*3R（スリーアール）+リニューアブル

- リデュース（Reduce：廃棄物等の排出抑制）
- リユース（Reuse：循環資源※23の再使用）
- リサイクル（Recycle：循環資源の再生利用）
- リニューアブル（Renewable：再生可能な資源への切替え等）

リニューアブル（Renewable）



直訳すると「再生可能な」という意味で、再生不可能な資源から再生可能な資源に替えることを指します。例えば、プラスチック製の文具を植物などの再生可能な資源を原料とするバイオマスプラスチック製に替えることがリニューアブルの取組の一つです。

国は、2019年5月にプラスチック資源循環戦略を策定し、再生不可能な資源から再生可能資源に置き換えて持続可能性を高めるリニューアブルを含めた3R+リニューアブルの基本原則が掲げられました。

リニューアブルの取組を進めることにより、製造時などの温室効果ガス排出量の削減のほか、鉱物資源の採取・生産時等における生物多様性や自然への影響を低減することにも繋がります。

- 私たちが日常生活において分別を徹底し、資源化に心がけ、燃やすごみや埋立ごみを減らす必要があります。
- 事業者は、ライフサイクル※24全体で資源循環の徹底に努めるとともに、拡大生産者責任※25を踏まえて、製品等が廃棄物等となった後の適正な循環利用・処分に係る取組や情報提供などに努める必要があります。
- 食品ロスの削減は、県民、事業者、行政などの、あらゆる主体が一体となって取り組む必要があります。
- 不必要な使い捨てのプラスチック製容器包装・製品など、プラスチックごみの排出抑制の組を強化する必要があります

23 廃棄物等のうち有用なもの

24 経済社会の物質フローについて、「資源確保、生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等」の全ての段階

25 拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）：自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方



【 目指すべき環境の姿 】

- 「循環型社会」への転換をさらに進めるため、従来の一方通行型の経済活動から、生産活動や消費活動などのあらゆる段階で資源を効率的・循環的に利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が進んでいます。（図 14 参照）

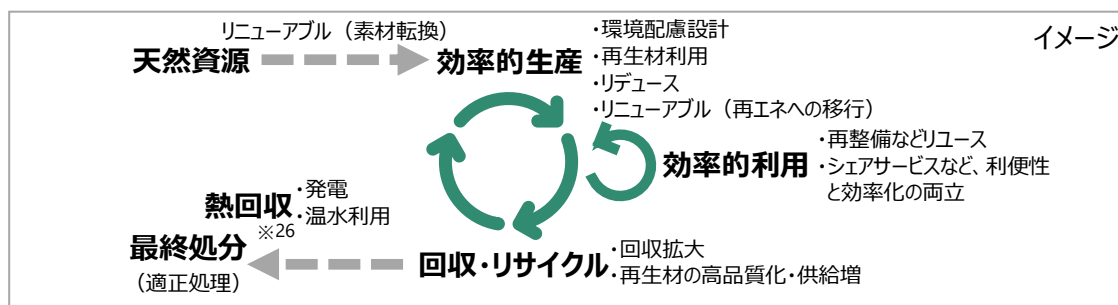


図 14 サークュラーエコノミー（循環経済）への移行

【 取組の方向性 】

● 県民における廃棄物等の排出抑制の推進

- ◆ 多様な主体と連携した普及啓発を行い、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を促進します。
- ◆ イベントやセミナーの開催のほか、ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用し、排出抑制を優先した「3R+リニューアブル」の必要性や取組方法等について、普及啓発を行います。
- ◆ 一般廃棄物（ごみ）の排出・処理状況及び処理に要した経費の動向や市町による集団回収への助成、ごみの有料化・分別方法及びリサイクル先の公表の状況などについて、県民へ情報提供を行います。
- ◆ 家庭ごみの削減に向けて、ペットボトルをはじめとしたプラスチック類、紙類、空き瓶、空き缶などの資源の分別排出の推進や店頭回収など、多様な回収ルートの整備の促進と周知を図ります。
- ◆ いしかわ版環境 ISO（家庭版・地域版・学校版）の取組を推進します。
- ◆ 人・社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費^{※27}を推進します。
- ◆ ごみ捨て前の水切り運動の周知、生ごみ処理機等の購入助成など、市町による生ごみ減量化の取組を推進します。



▲「食品ロス削減」& 「使い捨てプラスチック削減」キャンペーン

26 循環資源の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを、熱を得ることに利用すること。サーマルリサイクルともいう

27 消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮することや、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら費活動を行うこと



●事業者における廃棄物等の排出抑制の推進

- ◆ 高度なリサイクル技術（ケミカルリサイクル※28）を活用するなど再生資源を用いた再製品化への取組を支援します。
- ◆ 3R 推進アドバイザーの派遣や3R 事例集の公表により、事業活動における「3R+リニューアブル」の必要性や取組方法に関する情報提供を行います。
- ◆ 廃棄物処理の専門家の協力を得て、排出事業者と処理業者による意見交換会を行うなど、個別の助言・提案等の機会を創出します。
- ◆ 多量に廃棄物を排出する事業者による排出抑制の計画的な取組を促進します。
- ◆ 産業廃棄物の排出抑制や減量化の取組を促進するため、マニュアル等による周知を図ります。
- ◆ 排出抑制をはじめとした「3R+リニューアブル」に関する優良事業者を顕彰します。
- ◆ レジ袋やアメニティ・カトラリーなどの使い捨てプラスチックを削減するため、スーパー、ドラッグストア等の小売店やホテル、旅館等の宿泊施設などとの協定の締結を進めます。（再掲）
- ◆ いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO を見直し、事業者が簡易に温室効果ガスの排出量や省エネ・再エネ設備等の導入効果を見える化できる環境を整備します。（再掲）

●食品ロス削減の推進

- ◆ 美味しいいしかわ食べきり協力店登録制度により、食べきりを基本としながら、やむを得ない場合は持ち帰るなど、飲食店等における食品ロス削減の取組を推進し、県民の食品ロス削減に対する意識啓発を図ります。
- ◆ 県民の食品ロス削減に対する意識醸成を図るため、食べきり運動（さんまる いちまる 30・10運動※29等）やエコクッキング等の使いきり対策などの県民運動を推進します。
- ◆ 食品製造過程で発生した規格外品の販売等、事業者独自の食品ロス削減の取組を推進します。
- ◆ 民間団体や市町等が行うフードバンクやフードドライブ活動を支援します。
- ◆ 多様な主体と連携した食品ロス削減の取組を推進します。
- ◆ 食品ロス削減に取り組む県民の増加を図ります。

●プラスチックごみの排出抑制の推進

- ◆ 県民、事業者、市町などと連携し、使い捨てのプラスチック製容器包装・製品の使用削減を推進します。（再掲）
- ◆ レジ袋やアメニティ・カトラリーなどの使い捨てプラスチックを削減するため、スーパー、ドラッグストア等の小売店やホテル、旅館等の宿泊施設などとの協定の締結を進めます。（再掲）
- ◆ 廃プラスチック類の排出抑制や減量化の取組を促進するため、専門アドバイザーの派遣やマニュアル等による周知を図ります。
- ◆ 廃プラスチック類の資源循環に係る処理体制の充実を図ります。



▲使い捨てプラスチックの削減に関する啓発ポスター

28 プラスチックを化学的に分解し、原料に戻し、再度プラスチックを合成すること

29 宴席において、開始 30 分間と終了前の 10 分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らす運動



【 行動目標 】



No	指標名	基準値		目標値
24	1 人 1 日当たりのごみ排出量	890g (2024 年度)	➡	830g (2030 年度)
25	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	475g (2024 年度)	➡	440g (2030 年度)
26	1 人 1 日当たりのごみ焼却量	657g (2024 年度)	➡	580g (2030 年度)
27 再掲	いしかわ家庭版環境 ISO の認定家庭数	143,930 家庭 (2025 年度)	➡	180,000 家庭 (2030 年度)
28 再掲	いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO の登録事業所数	1,077 事業所 (2025 年度)	➡	1,800 事業所 (2030 年度)
29	美味しいいしかわ食べきり協力店の登録店舗数	1,547 店舗 (2025 年度)	➡	1,800 店舗 (2030 年度)



コラム



生ごみの減量

家庭から排出される生ごみは、燃えるごみの約 30%を占め、その約 80%は水分であるとされています。多くの水分を含む生ごみは、焼却にあたり多くのエネルギーが必要となり、多くの二酸化炭素が発生します。

市町では、生ごみ減量化の取組として、ごみ捨て前の生ごみの水切り運動の周知、生ごみ処理機等の購入助成を行っています。

家庭でできる燃やす一般ごみの減量法

生ごみの水切り、もう一絞り

私たちの生活から出るごみのうち30%が生ごみ。
また、生ごみの80%が水分と言われています。
生ごみをごみ袋に入れる前に「もう一絞り」して「水分」をしっかりと抜きましょう。



野菜や果物の皮は、ザルに並べたり、古新聞にくるんだりして風通しの良い場所に置いておくと水分を減らせます。

水切りは、手で絞るのが一番効果的ですが、抵抗のある方は空きびんやCDなどを使ってください。



白山市では、生ごみ処理機等の購入補助があります。
ぜひ、ご検討を！

《白山市》

SDGsをはじめよう

野々市市家庭用生ごみ処理機等 購入費補助金



家庭から出される生ごみの減量や堆肥化による循環型社会の構築のため、生ごみ処理機等の購入費用の一部を補助します。

対 象	以下の要件を全て満たす方が対象となります ①市内に住所があり、かつ居住している方 ②処理機等を常に良好な状態で維持管理できる方 ③減量化または堆肥化した生ごみを適正に処理できる方
対象機器・ 基数	(1) 生ごみ処理機 (1世帯につき1基まで) 機械的に水分の調整を行うことにより、生ごみの容積を減少させ、又は生ごみを堆肥化させる機器 (2) 生ごみ処理容器 (1世帯につき2基まで) 微生物の働きにより生ごみを分解して堆肥化するための容器 ※未使用の機器 ※申請時に於いて購入した日から1年以内の機器 ※生ごみ処理機及び生ごみ処理容器をそれぞれ購入する場合は各1基まで ※ディスプレイ一式は対象外
補助金額	生ごみ処理機等本体の購入費用(税込)の2分の1 ※生ごみ処理機は上限3万円、生ごみ処理容器は上限3,000円、100円未満は切り捨て ※ポイントやクーポン等による割引額を除く ※別売りの付属品、設置に係る作業費用、運送料、送料、搬送手数料等は対象外

《野々市市》

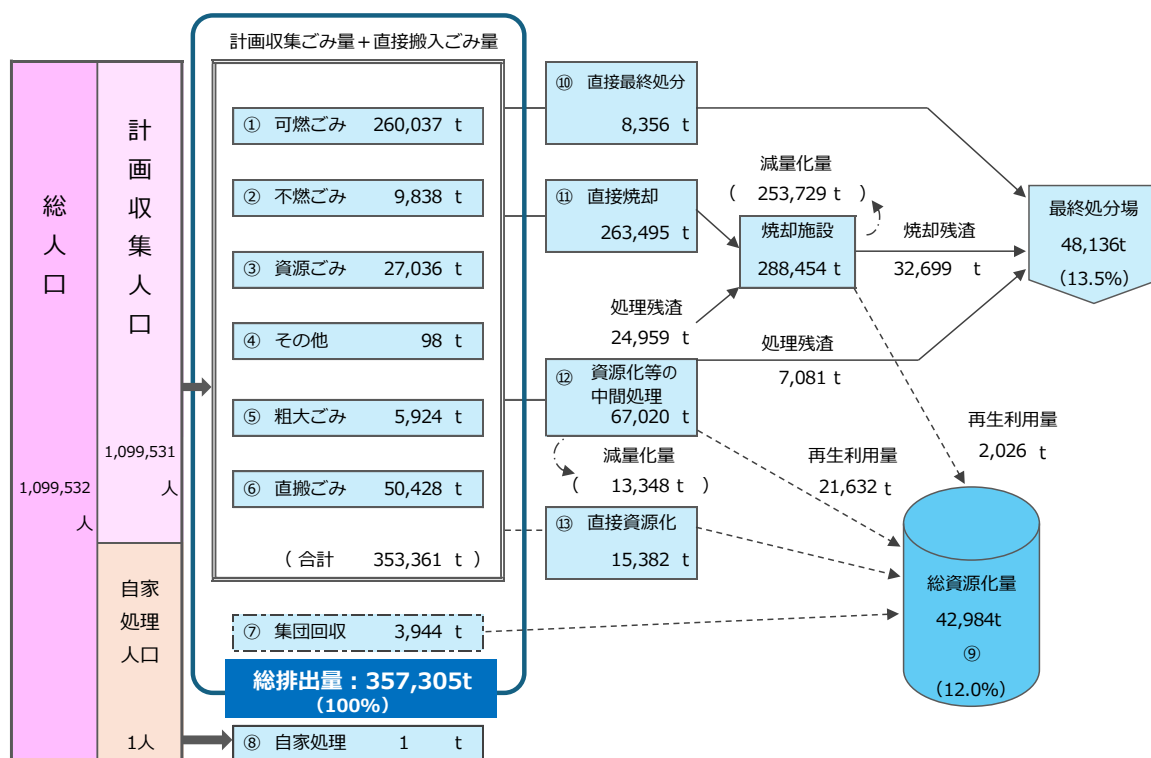


2 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

【現 状】

(石川県の状況)

- 一般廃棄物（ごみ）の再生利用率^{※30}は 12.0%（2024 年度）と、2015 年度の 14.4%と比べて減少していますが、店頭回収が実施されるなど、市町の計画収集以外での資源化の取組が行われています。
- 市町等の一般廃棄物処理施設のうち、資源化施設は 10 施設あります。また、焼却施設が 10 施設あり、全ての施設で熱回収（余熱利用を含む）が行われており、このうち発電についても 5 施設で行われています（2024 年度末現在）。

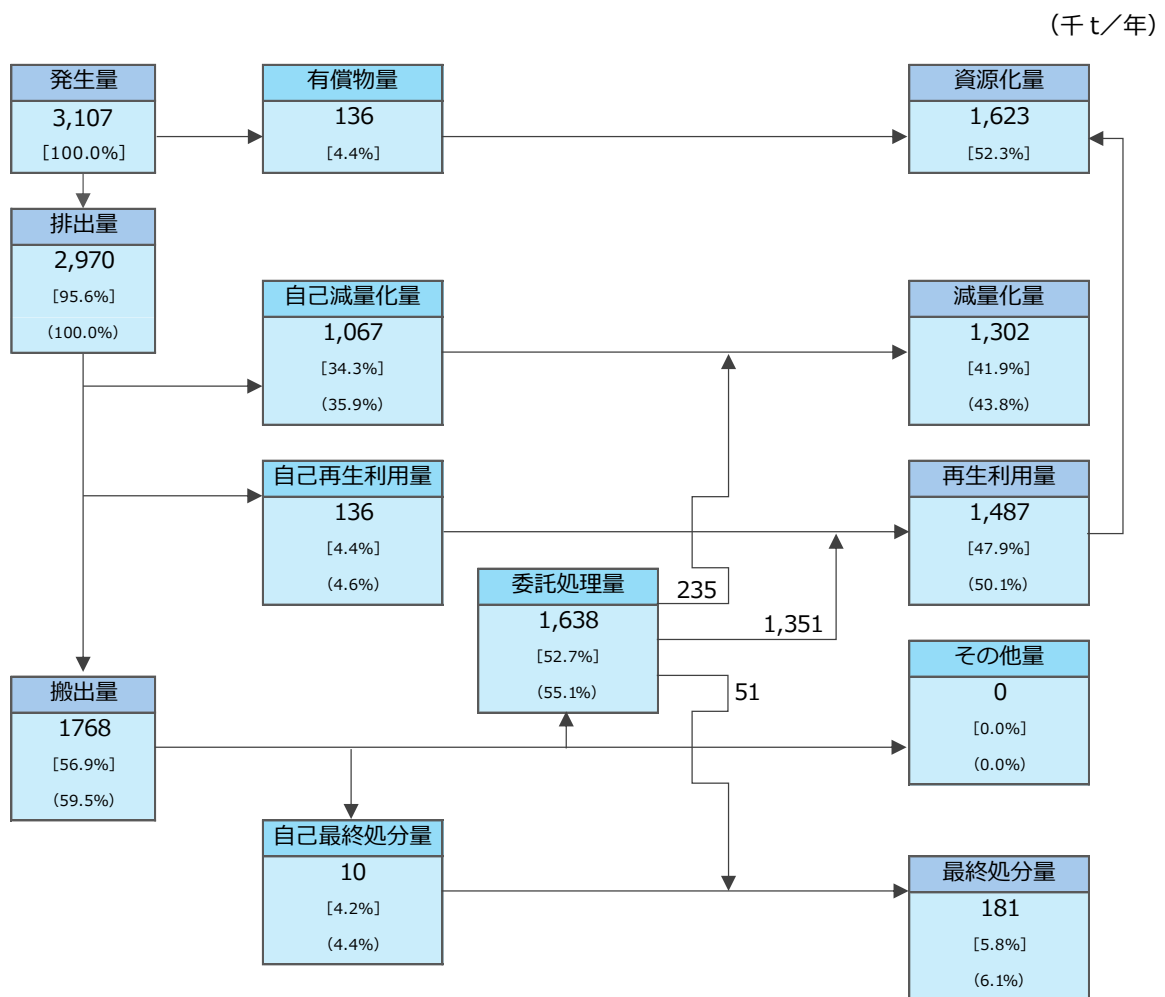


(参考) 一般廃棄物（ごみ）の処理状況（2024 年度）

30 総排出量に対する総資源化量の割合であり、小売事業者等が独自に行っている店頭等での回収は含まれない



- 産業廃棄物の再生利用率は 50%（2024 年度）と、2015 年度の 57%と比べてほぼ横ばいとなっています。
- 産業廃棄物の種類別では、がれき類及び汚泥の再生利用量が多くなっています。
- 産業廃棄物処理施設のうち、がれきや木くずなどの資源化施設が 155 施設あります。また、焼却施設が 12 施設ありますが、そのうち 3 施設で熱回収が行われており、このうち発電についても 1 施設で行われています（2025 年 4 月現在）。



[] 内の数値は、発生量に対する割合

() 内の数値は、排出量に対する割合

図表の数値については、四捨五入しているため総数と個々の数値の合計が一致しないものがあります。

(参考) 産業廃棄物の処理状況 (2024 年度)



- 循環資源の種類ごとの状況は次のとおりです。

【容器包装廃棄物】

- 2024 年度の市町の分別収集実績は約 16 千トンでした。

【製品プラスチック】

- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）に基づき、1 市町で分別収集が行われています。

【特定家庭用機器^{※31}】

- 家電リサイクル法に基づき、3 か所の指定引取場所で引き取られています。

【使用済小型家電^{※32}】

- 鉄やアルミニウム、貴金属、レアメタルなどの多種多様な有用金属が含まれており、これらは全ての市町において回収されています。

【使用済自動車】

- 自動車リサイクル法に基づき、自動車メーカーなどによる再資源化が行われています。

【下水汚泥、食品廃棄物、家畜排せつ物等】

- 減量化処理やバイオマス発電等による有効利用が行われています。

【建設副産物】

- コンクリートやアスファルト、建設発生木材などの建設副産物については、9 割以上の高い再資源化率を達成しています。

- 石川県エコ・リサイクル認定製品は、県内で発生した循環資源を利用し、県内で製造加工及び販売されている製品であり、2026 年 3 月現在、85 製品が認定されています。

31 廃家電 4 品目（①エアコン、②ブラウン管テレビ及び液晶テレビ・プラズマテレビ、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機）

32 使用済小型電子機器等のこと。効率的な収集運搬が可能で、再資源化が特に必要な 28 品目（携帯電話、ラジオ、電話機、プリンタ、電卓など）



【課 題】

- 再使用・再生利用・熱回収により、循環資源の有効利用を一層推進する必要があります。
- 市町の実情に応じ、ごみ減量化の取組と合わせてリサイクルの推進に取り組む必要があります。
- 循環資源の種類ごとの課題は次のとおりです。

【容器包装廃棄物】

- 分別収集及び再商品化が確実に実施されるよう、市町等による指定法人ルート※33 への引渡しの推進と、県民に対する多様な回収ルートの周知を図る必要があります。

【製品プラスチック】

- 市町は、製品プラスチックの分別収集を推進する必要があります。

【特定家庭用機器】

- 適正な処分に関する家電リサイクル制度の周知が必要です。また、不用品回収業者等が無届で有害使用済機器※34 を保管・処分しないよう監視する必要があります。

【使用済小型家電】

- 有用金属が確実に回収される認定事業者等※35 への引渡しを推進する必要があります。

【使用済自動車】

- 不法投棄、不適正保管されることがないように監視、指導するとともに、県民などに自動車リサイクル制度の周知を図る必要があります。

【下水汚泥、食品廃棄物、家畜排せつ物等】

- より一層の有効利用を図る必要があります。

【建設副産物】

- 建設副産物については、排出量自体が多いため、工事現場における発生材の分別と有効利用をさらに徹底する必要があります。

- 石川県エコ・リサイクル認定製品の更なる利用促進が必要です。

33 国の指定を受けた法人により、分別収集された容器包装廃棄物が、確実かつ円滑に再商品化されるルート

34 使用が終了し、収集された電気電子機器（廃棄物を除く）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

35 適正なリサイクルを実施する者として国の認定を受けた事業者等



【 目指すべき環境の姿 】

- 循環資源の再使用、再生利用・熱回収の徹底により、貴重な資源やエネルギーとして、有効利用されています。

【 取組の方向性 】

● 循環資源の有効利用の推進（総合的な取組）

- ◆ 一般廃棄物の排出・処理状況及び処理に要した経費の動向や市町による集団回収への助成、ごみの有料化・分別方法及びリサイクル先の公表の状況などについて、県民へ情報提供を行います。（再掲）
- ◆ 家庭ごみの削減に向けて、ペットボトルをはじめとしたプラスチック類、紙類、空き瓶、空き缶などの資源の分別排出の推進や店頭回収など、多様な回収ルートの整備の促進と周知を図ります。（再掲）
- ◆ 市町や民間等が行うリユース活動の周知を図ります。
- ◆ 市町等による資源化施設や熱回収施設の整備に当たっては、資源の循環利用や有効活用が十分に図られるよう、必要となる技術的助言を行います。
- ◆ 市町が、他の市町等と連携して行うごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に取り組む際には、国の動向を踏まえつつ、地域のコーディネーター役として地域の資源循環システムの構築に努めます。
- ◆ 3R 推進アドバイザーの派遣や3R 事例集の公表により、事業活動における「3R+リニューアブル」の必要性や取組方法に関する情報提供を行います。（再掲）

● 循環資源の有効利用の推進（種類別の取組）

【容器包装廃棄物】

- ◆ 容器包装リサイクル法の普及啓発を行い、分別排出の徹底を推進します。
- ◆ 分別収集促進計画を定期的に見直すとともに、市町に対し、容器包装リサイクル制度に基づく指定法人ルートの積極的な活用を促します。
- ◆ 資源回収の機会を増やすため、店頭回収など、多様な回収ルートの周知を図ります。

【製品プラスチック】

- ◆ ホームページ等により、製品プラスチックの分別収集について普及啓発を行います。
- ◆ 市町における製品プラスチックの分別収集を促進します。

【特定家庭用機器】

- ◆ ホームページ等により、家電リサイクル制度について周知します。
- ◆ 不用品回収業者が不適正に有害使用済機器を保管・処分しないよう、市町と連携して指導します。



【使用済小型家電】

- ◆ 市町による使用済小型家電の回収及び認定事業者等と連携した小売店等への引渡しを推進します。
- ◆ 不用品回収業者が不適正に有害使用済機器を保管・処分しないよう、市町と連携して指導します。

【使用済自動車】

- ◆ 自動車リサイクルシステムの活用により、不適正処理が行われないよう監視するとともに、関連事業者に指導を行います。
- ◆ 解体業者等による適正処理とリサイクルを推進するとともに、県民等に制度の周知を図ります。

【下水汚泥】

- ◆ 汚泥の有効利用率の向上のため、流域下水道においても有効利用に努めるほか、下水道管理者（市町）へ働きかけます。

【食品廃棄物等】

- ◆ 食品リサイクルの普及啓発を行います。
- ◆ 循環型社会づくりのための施設整備に対する資金融資制度により、バイオマス化を含む再生利用施設の整備を促進します。
- ◆ 民間団体や市町等が行うフードバンクやフードドライブ活動を支援します。（再掲）



▲フードドライブの様子

【家畜排せつ物】

- ◆ 家畜排せつ物の管理の適正化及び有効利用の推進に係る啓発を行います。
- ◆ 家畜排せつ物の処理施設整備に対する支援を行います。

【建設副産物】

- ◆ 建設副産物に係る実態調査を実施します。
- ◆ 建設リサイクル法の普及啓発を行います。

●環境に配慮した製品等の優先的な調達

- ◆ 県内で発生した循環資源を利用し、製品化したもののうち、基準を満たすものを石川県エコ・リサイクル製品として認定し、リサイクル産業の育成を図ります。
- ◆ 公共工事において、建設副産物の発生の抑制、再利用の促進、適正処理を行います。
- ◆ 石川県エコ・リサイクル認定製品の利用を促進するため、ホームページやイベント、工事設計者等に向けた製品の説明会の開催などにより、周知を図るとともに、県発注工事等での優先的な使用に努めます。



- ◆ 石川県グリーン購入調達方針に基づき、リサイクル製品の積極的な利用に努めます。
- ◆ リサイクル製品を購入するなど、人・社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費を推進します。

【 行動目標 】



No	指標名	基準値		目標値
30	一般廃棄物（ごみ）の最終処分量	48 千トン (2024 年度)	➡	40 千トン (2030 年度)
31 再掲	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	475g (2024 年度)	➡	440g (2030 年度)
32	産業廃棄物の最終処分量	181 千トン (2024 年度)	➡	72 千トン (2030 年度)
33	下水汚泥の有効利用率	85.3% (2024 年度)	➡	90% (2030 年度)



3 適正な処分

【現 状】

(石川県の状況)

- 一般廃棄物（ごみ）の最終処分量は4万8千トン（2024年度）となっています。2021年度まで減少傾向にありましたが、2022年度以降やや増加しています。（図15参照）

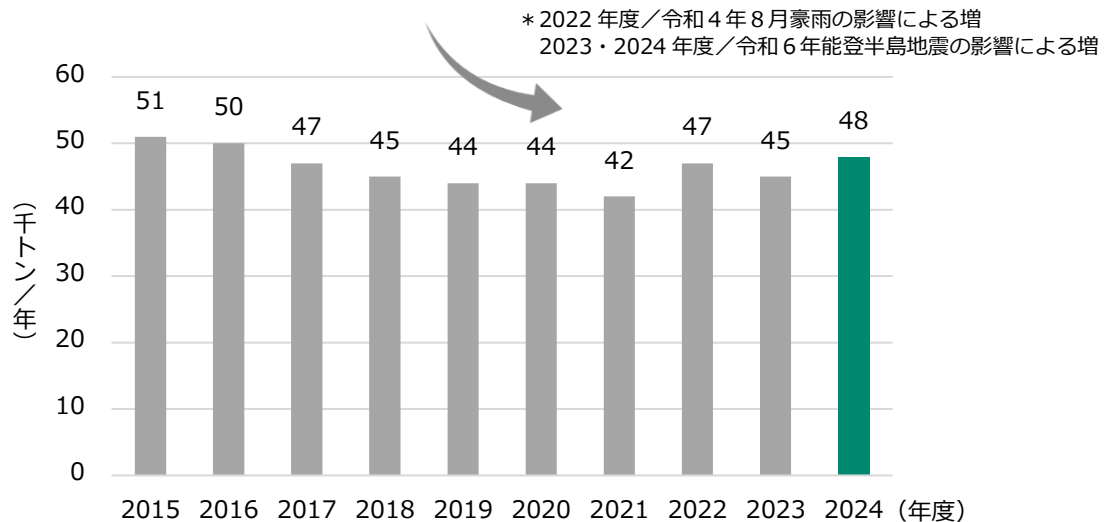


図15 一般廃棄物（ごみ）の最終処分量の推移

- 産業廃棄物の最終処分量は18万1千トン（2024年度）となっています。2020年度まで横ばいでしたが、2021年度以降、電気業から排出される石炭灰の輸出による再生利用量の変化に伴い、大きく変動しています。（図16参照）

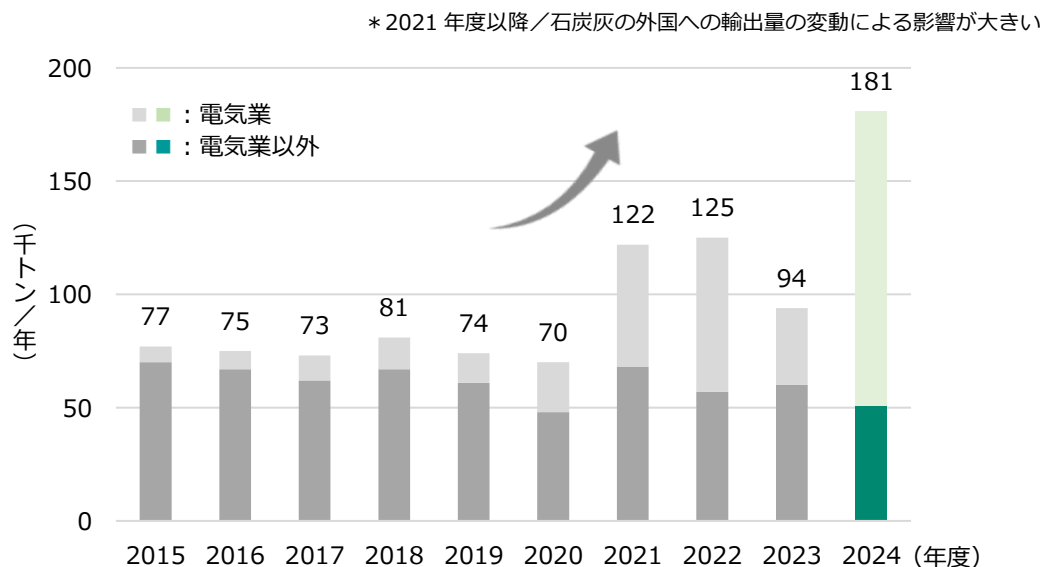


図16 産業廃棄物の最終処分量の推移



- 市町等の一般廃棄物（ごみ）の最終処分場は、2025 年 3 月現在、18 施設が設置されています。
- 一般廃棄物（ごみ）最終処分場の残余年数は、県全体で約 39 年（2024 年度末現在）です。
- 産業廃棄物の最終処分場（事業者自らの処分場除く）は、2024 年 3 月現在、6 施設が設置されています。
- 産業廃棄物最終処分場の残余年数は、管理型処分場で約 10 年、安定型処分場で約 23 年（2023 年度末現在）です。
- 排出事業者や処理業者による不法投棄などの不適正処理の撲滅には至っていません。
- 産業廃棄物の適正処理の透明性の確保や事務の効率化などを図ることができる電子マニフェストの捕捉率は 60%となっています。
- 優良産業廃棄物処理業者^{※36}は、2025 年 3 月現在、県内に事業所を有する 52 社が認定を受けています。
- PCB 廃棄物及び PCB 使用製品については、2024 年度末現在、417 事業場で保管されています。
- 本県が、国の補助金を活用して市町と連携しながら回収した海岸漂着物の量（木造船含む）は、2025 年度は、約 590 トンでした。
- 近年、令和 6 年能登半島地震をはじめ、全国的な大規模災害の頻発により、災害廃棄物の問題が顕在化しています。
- 県及び市町では、大規模災害等に備えた災害廃棄物処理の計画を策定しています。

36 産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者として認定された者



【課題】

- 市町等による計画的な一般廃棄物（ごみ）最終処分場の整備により、最終処分場の残余年数を確保していく必要があります。
- 一般廃棄物（ごみ）は、将来的には、人口減少等により、排出量の削減が見込まれることから、中長期的な視点での安定的・効率的な廃棄物処理体制のあり方も検討していく必要があります。
- 産業廃棄物の排出抑制や循環利用を進めたとしても、最終処分すべき廃棄物が残るため、適正に処分するための施設が必要であり、県民の理解を得ながら、円滑に施設の整備を促進する必要があります。
- 産業廃棄物の排出量を削減するためには、排出事業者責任の徹底を図るとともに、処理業者における更なる適正処理を進める必要があります。
- 電子マニフェストの使用促進により、適正処理の透明性の確保などを図る必要があります。
- 産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者が優良な処理業者を選択できるようにする必要があります。
- PCB 廃棄物及び PCB 使用製品について、PCB 特措法^{※37}に基づき、確実かつ適正に処分する必要があります。
 - * 処分期間（石川県の場合）
 - （１）高濃度 PCB 廃棄物・使用製品：処分期間終了
 - （２）低濃度 PCB 廃棄物：2027 年 3 月 31 日まで
- 海洋ごみ対策として、陸域から海洋へのごみの流出を防止するため、ごみの削減や適正処理を推進する必要があります。
- 令和 6 年能登半島地震及び奥能登豪雨における災害廃棄物処理に関する経験を、今後の対応に活かす必要があります。

37 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法



【 目指すべき環境の姿 】

- 廃棄物が適正に処理されるとともに、災害時においても適正かつ円滑・迅速に処理されることにより、生活環境が保全され、安全・安心な暮らしが確保されています。

【 取組の方向性 】

〈適正処理の推進〉

● 一般廃棄物（ごみ）の適正処理の推進

- ◆ 市町等に対して、一般廃棄物（ごみ）の適正な処理等に関する技術的助言を行います。
- ◆ 市町が、他の市町等と連携して行うごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に取り組む際には、国の動向を踏まえつつ、必要となる助言や調整に努めます。（再掲）
- ◆ 県民に対し、ごみ拾いや環境美化活動への積極的な参加を呼びかけます。

● 適正な処理に資する産業廃棄物処理施設の整備促進

- ◆ 産業廃棄物処理施設整備に対する資金融資制度により、施設の整備を支援します。
- ◆ 廃棄物処理施設を設置する事業者に対して、石川県廃棄物適正処理指導要綱に基づく適正な施設の整備を指導します。

● 産業廃棄物の適正処理の推進

- ◆ 産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対する講習会を開催し、遵法意識の向上を図ります。
- ◆ インターネット等による情報提供や出前講座等による県民・事業者への啓発活動を行います。
- ◆ 処理業者等に対して、石川県廃棄物適正処理指導要綱に基づき、適正処理を指導します。
- ◆ 電子マニフェスト操作体験セミナーを開催するなど、電子マニフェストの使用促進を図ります。
- ◆ 排出事業者に対し、優良産業廃棄物処理業者認定制度の周知を行います。
- ◆ 各種セミナー等を開催し、優良基準への適合を目指す産業廃棄物処理業者を支援します。
- ◆ 関係団体と連携しながら、適正処理を推進するとともに、資源循環に資する廃棄物処理の高度化を促進します。



▲プラスチック資源循環セミナー



●PCB 廃棄物等の適正処理の推進

- ◆ PCB 廃棄物及び PCB 使用製品の確実かつ適正な処理を指導します。

●海洋ごみの円滑かつ適正な処理等

- ◆ 市町等と連携し、海岸漂着物や、漁業者が回収した漂流・海底ごみの処理を推進します。
- ◆ 関係機関と連携し、ポイ捨て・不法投棄の撲滅や清掃活動など、陸域での廃棄物の適正処理の取組を推進します。
- ◆ 県民に対し、海岸清掃活動への参加を呼び掛けるなど、海岸漂着物の現状について認知度の向上を図るとともに海洋ごみの原因となる廃棄物の発生抑制と適正処理の普及啓発を行います。
- ◆ いしかわ我がまちアドプト制度を通じて、道路、河川等における清掃活動を支援し、海へのごみの流出を抑制します。
- ◆ クリーンビーチいしかわなどのボランティアによる海岸・河川・湖沼等での清掃活動を支援します。
- ◆ 定期的に海岸漂着物の調査を実施します。
- ◆ 国を通じて、沿岸諸国に海洋ごみの流出防止を働きかけます。

▼海岸漂着物調査の様子



●令和 6 年能登半島地震等を踏まえた災害廃棄物の処理体制の充実

- ◆ 石川県地域防災計画や地震被害想定の見直しを踏まえ、県の災害廃棄物処理計画の改定を行います。
- ◆ 市町における災害廃棄物処理計画の見直しの支援を行います。
- ◆ 平時から市町や関係機関、関係団体との連携や災害廃棄物の処理に係る人材育成等を図り、災害廃棄物が適正かつ円滑・迅速に処理できるように体制を構築します。
- ◆ 大規模災害の発生に備え、国・県・市・関係団体で構成する、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会において、県外自治体等との協力支援体制を構築します。
- ◆ 災害廃棄物の処理にあたっては、生活環境の保全等に留意するとともに、可能な限り分別、選別、再生利用等を行い、最終処分量の低減に努めます。



【 行動目標 】



No	指標名	基準値		目標値
34 再掲	一般廃棄物（ごみ）の最終処分量	48 千トン (2024 年度)	➡	40 千トン (2030 年度)
35 再掲	産業廃棄物の最終処分量	181 千トン (2024 年度)	➡	72 千トン (2030 年度)
36	電子マニフェストの捕捉率	59.6% (2023 年度)	➡	75% (2030 年度)
37	クリーンビーチいしかわの参加者数	50,501 人 (2024 年度)	➡	100,000 人 (2030 年度)
38	災害廃棄物処理計画の見直し件数	—	➡	県及び全市町 (2030 年度)



コラム



災害廃棄物処理

令和 6 年能登半島地震では、約 11.6 万棟、同年 9 月の令和 6 年奥能登豪雨では、約 1,900 棟の住家が被害を受け、膨大な災害廃棄物が発生しました。

(1)基本方針の策定等

県では、環境省と連携し、2024 年 2 月に災害廃棄物処理の基本方針及び災害廃棄物処理実行計画を策定し、公費解体を 2025 年 10 月末、災害廃棄物処理を 2026 年 3 月末までに完了することを目標としました。その後、公費解体の申請棟数の増加や様々な課題に対応するため、公費解体加速化プランを策定し、関係機関と総力を挙げて取り組みました。

(2)公費解体の推進

公費解体にあたっては、県と災害時応援協定を締結していた（一社）石川県構造物解体協会に協力を要請し、最大 1,256 班の解体班により、解体・撤去を進めました。

(3) 災害廃棄物の処理

廃棄物処理については、県と災害時応援協定を締結していた（一社）石川県産業資源循環協会に協力を要請し、仮置場の設置・運営や運搬・処分を実施しました。また、大量に発生する災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、陸上輸送に加え、海上輸送や鉄道貨物輸送も用いて、広域処理を進めました。

(4) 進捗状況

県では、関係機関が参加する県工程管理会議を開催し、課題共有や調整を行いながら進捗管理を実施しました。

こうした取組の結果、土砂崩れなどにより、解体に着手できない建物や大規模な建物などの別管理建物を除き、2025 年末で 42,385 棟の解体が完了しました。



【仮置場】珠州市



【海上輸送】（穴水町）



【鉄道貨物輸送】（金沢市）



4 不適正処理の防止

【現 状】

(石川県の状況)

- 産業廃棄物の不法投棄、不適正保管、不法焼却等の不適正処理事案は 19 件（2023 年度）と、2014 年度の 40 件と比べて減少しています。
- 2023 年度に不適正処理された産業廃棄物は、全国と同様、建設系廃棄物が大半を占めています。
- 特定家庭用機器の不法投棄は、減少傾向にありますますが、撲滅には至っていません。2023 年度は 70 台と、2014 年度の 380 台と比べて減少しています。

【課 題】

- 不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、監視・指導等に係る体制の強化が必要です。
- 不法投棄等の拡大防止のためにも早期発見・早期対応が必要です。



▲不法投棄



▲不適正保管



【 目指すべき環境の姿 】

- 廃棄物の不法投棄などの不適正処理による環境汚染や景観破壊が生じることなく、安全・安心な暮らしが確保されています。

【 取組の方向性 】

● 不適正処理の早期発見・早期対応

- ◆ 不法投棄 110 番により、県民等からの情報収集に努めます。
- ◆ 県内 4 保健福祉センターに配置した産業廃棄物監視機動班による監視・指導の強化を図ります。
- ◆ 産業廃棄物に係る立入検査権限を付与するため、市町職員を県職員に併任するとともに、研修会などを通じて、資質の向上を図ります。
- ◆ 県警本部、海上保安部、関係市、建設業協会等の関係団体による不法処理防止連絡協議会において、不法投棄防止対策に関する連携を図ります。
- ◆ 関係機関や市町と連携し、スカイパトロールなどの取組を行います。
- ◆ 不適正処理の行為者が特定された場合には、早期に原状回復を図るよう指導を行います。
- ◆ ドローンや監視カメラを活用し、不適正処理の早期発見・早期対応に努めます。



▲ 不適正処理現場（ドローン撮影）

● 排出事業者や産業廃棄物処理業者における適正処理等の推進

- ◆ 排出事業者の処理責任の徹底を図るため、排出事業者に対する立入検査等を行います。
- ◆ 産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対して、講習会を開催し、遵法意識の向上を図ります。（再掲）
- ◆ 講習会などを通じて、建設業者等の元請業者や土地所有者における責任の明確化に関する周知を図ります。
- ◆ 産業廃棄物処理業者に対する立入検査を実施し、適正処理を確保するため、監視指導を行います。
- ◆ 建設系廃棄物の不適正処理を未然に防止するため、建設系廃棄物の適正保管・処理に関する指導を行います。
- ◆ 電子マニフェスト操作体験セミナーを開催するなど、電子マニフェストの使用促進を図ります。（再掲）
- ◆ 排出事業者に対し、優良産業廃棄物処理業者認定制度の周知を行います。
- ◆ 各種セミナー等を開催し、優良基準への適合を目指す産業廃棄物処理業者を支援します。（再掲）
- ◆ 市町及び関係機関などと連携し、不適正に処理された産業廃棄物の環境修復に努めます。



【 行動目標 】

No	指標名	基準値		目標値	
39 再掲	電子マニフェストの捕捉率	59.6% (2023 年度)	➡	75% (2030 年度)	